

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 8 1 号
件 名	市長と職員の免責額の見直しなどについて
要 旨	<p>地方自治法で賠償金額に上限を設け、それ以上は免責できる規定がある。もちろん保険（新潟市が利用している保険）もあります。市長、職員が高額な賠償請求を恐れ、思い切った政策判断ができない。住民訴訟は、自治法に定められた裁判手続、行政の在り方を正すために、自治体を監視する役割がある。新潟市も上限設定が必要。前例主義であり変化がない。条例さえ理解できない職員も時々見受けられます。</p> <p>次に、イベント開催時等の公費支出について、担当職員は、記念品や飲食の場を辞退すべき。また、祝賀会等で一般の人が参加できないオープンでない場でも、実行委員会等の名の下、多数決で決めても明文化された規定がないのなら、記念品も廃止や見直しを行い、イベントごとに上限を設けること。また、残った備品については、うやむやにせず、記録を残し、保存すること。ノベルティー残品は、各部で利用したり、他の部でも利用できるようにすべき。よって、以下のとおり陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 損害賠償責任の免責の見直しに関する条例を作成すること。 2 イベント等の担当職員は、飲食や記念品等を辞退すること。 3 イベント等の記念品への公費支出は、内容によって上限を数段階に分割して決めること。 4 イベント等の残品は、新潟市の共通備品として利用し、一部の職員が持ち帰ることを禁止すること。
付 託 年月日 委員会	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>第 1 項</p> <p>）</p> <p>第 4 項</p> </div> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <p>総務常任委員会</p> </div> <p>令和 6 年 9 月 13 日</p>
受 理	令和 6 年 9 月 2 日 第 267 号